

岡田小学校いじめ防止基本方針

松前町立岡田小学校

1 いじめの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）

2 いじめに対する基本概念

- (1) 「全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性がある」ことを認識すること。
- (2) いじめに対する未然防止の取組を行うこと。
- (3) いじめの早期発見に努めるとともに、即時対応をすること。
- (4) いじめ発見後は一人で抱え込まず、すぐに報告をして、組織で対応すること。
- (5) 常に被害者の立場になって考え、誠意をもって対応すること。
- (6) いじめ解決後も、再発の可能性を意識して生活実態の把握に努めること。

3 いじめ対応

- (1) いじめの未然防止のための取組
 - ◎ 日頃からの「いじめは絶対に許されない」という教師の姿勢の明示
 - 全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫
 - 授業中の規律づくりの取組
 - 教師の態度や言動の見直し
 - インターネット等の活用方法に関する授業の実施（外部講師の活用等）
- (2) いじめの早期発見のための取組
 - ◎ 子どもや保護者と、常に相談しやすい関係を築くこと
(日記指導、家庭との連絡)
 - 子どもの日常生活の様子を観察
 - （個人…服装、表情、体調や傷、過度の笑顔、遅刻・欠席、危険物の所持等
 - （学級…悪口、冷やかし、陰口、無視、物の紛失、落書き、集団からの孤立、乱暴等
 - (『いじめ発見のチェックポイント』の活用)
 - 毎月の「心の健康診断」の実施と教育相談
 - 養護教諭・専科教員との情報交換（生徒指導・特別支援教育部会）
 - 地域への積極的な情報の発信や収集

(3) いじめ発見時

- ☆ 悩みを親身になって受け止め、児童を守り通すという姿勢が大切。
- ☆ 担任が一人で抱え込んだり、一人で判断して対応することがないようにするために、校内で相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりをする。
- ☆ 暴力的な行為やそれに伴ういじめを発見した場合は、速やかに制止する。必要であれば他教員の協力も要請する。

ア 把握している状況の報告

- 問題があったその日、訴えや申し出があったその日に報告する。
- 報告順

発見者→学級担任→学年主任・生徒指導主事→管理職（教頭→校長）

イ 初期対応（即時対応）

- ① **被害児童の気持ちや訴えを受け止める。**
 - 被害児童から **事情を聞きやすい環境** に配慮する。
(話を聞く場所や時間等)
 - **時系列(5W1H)で記録をまとめ、いじめの実態と構造をつかむ。**
(子どもの前では、メモをとらない方がよい場合もあるので、状態をよく見て判断する。)
 - 学校（教師）に望む対応を聞く。
- ② **被害児童宅へ家庭訪問を行う。**
 - まず、保護者の気持ちをしっかりと受け止める。
 - 事実を伝え、指導に問題がある場合は謝罪し、今後の指導方針を伝え理解を得る。
- ③ **加害児童に事実の確認を行い、調停的介入を行う。**
 - 事案内容にもよるが、いじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮して聴く。ただし、言い訳やごまかしは許さない。
 - 複数名の場合には、個別に、速やかに行う。
(事実の照合・確認をする。口裏合わせをさせない。)
 - 事実が異なる場合、被害・加害、当事者同士で事実の確認を行う。
 - **毅然とした態度で接し、状況に応じた指導を行う。**
- ④ **加害児童宅へ家庭訪問を行う。**
 - 事実を伝え、学校としての今後の指導方針を伝える。
(被害児童への対応、謝罪も含める。)
 - いじめられた子どもの気持ち、保護者の気持ちを理解してもらい、親としてどう接していけばよいか、一緒に考える。
- ⑤ **クラス全体へのいじめの抑制への働き掛けを行う。**
 - 事実に関する話合いやいじめに関する教材を使用し、クラス全員で考えていく。

ウ 事後の対応

- いじめが継続していないか見届ける。
- いじめの概要をまとめ、全教職員の共通理解と再発防止を図る。
- 状況により、町教委への報告を行う。
- 指導後の児童の様子を保護者に適時伝え、保護者の不安を軽減し、共に変容を見届けていくよう理解を得る。

4 いじめ問題等対応にかかる指導体制

(1) 「いじめ問題学校対策チーム」の設置

構成メンバー：校長 教頭（リーダー） 教務主幹 生徒指導主事 養護教諭
（必要に応じて関係学年主任、学級担任、関係機関等）

(2) いじめ問題等への対応

	いじめ問題等への対応と報告
レベル1	・学年部・生徒指導部での対応が必要なもの (対応) 学年部・生徒指導部→管理職へ報告
レベル2	・全校体制での対応が必要なもの (対応) いじめ問題学校対策チームで協議→全教職員へ
レベル3	・自殺予告など緊急な対応が必要なもの ・他校にも関わるもの・学校だけで対応しきれないもの (対応) いじめ問題学校対策チームで協議→校長→関係諸機関、町教委

(3) いじめ問題等への対応の流れ

